

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、森林環境の保全と再生、地域住宅産業の活性化及び良質な住まいの供給を促進するため、県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う者に対し、地域の農林水産品等と交換可能なポイントを交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

主要な構造部材が木材の戸建住宅をいう。

(2) 申請者

第5条に定めるポイントの発行申請を行おうとする者をいう。

(3) 建設等

木造住宅の新築若しくは増改築又は新築木造住宅の購入をいう。

(4) 県産木材

福島県内の森林から生産され、かつ、県内で製材加工された木材をいう。

(5) 構造用部材

床組、柱、筋交、胴差、梁、桁及び小屋組をいう。

(6) 森林認証材

森林認証制度（森林管理協議会（F S C）、森林認証プログラム（P E F C）、一般社団法人緑の循環認証会議（S G E C）が管理するものに限る。）により認証された県内の森林から生産された木材をいう。

(7) 完了日

木造住宅の建設等に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条に基づく検査済証の交付日をいう。ただし、法第6条第1項に基づく確認申請を要さない場合（以下「確認不要」という。）及び購入の場合は申請者への引き渡し日をいう。

(8) 補助事業者

県から補助を受け、本事業におけるポイントの交付及び交換等に係る事務を行う事業者をいう。

(9) 交換商品提供事業者

本事業の交付ポイントと交換可能な商品等を提供する事業者をいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、次の各号に該当するものとする。

(1) 申請者が自ら居住する県内の木造住宅であること。

(2) 木造住宅の施工者の主たる営業所が県内にあること。

(3) 完了日が本事業の実施年度に属すること。

(4) 木造住宅の構造用部材に表1に掲げる必要量以上の県産木材が使用されていること。

ること。

- (5) 建築基準法等の関係法令に適合している木造住宅であること。
- (6) 本事業（福島県森と住まいのエコポイント事業、ふくしまエコ・プラス住宅応援事業を含む。）によるポイントの交付を受けたことがないこと。
- (7) 申請者が、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しないこと。
- (8) 木造住宅の施工者は、木材の利用に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）を遵守すること。
- (9) 公共事業による移転補償の対象住宅でないこと。

（交付ポイント）

第4条 交付するポイント数は、次の各号によるものとする。

- (1) 木造住宅1棟当たりの交付ポイント数は、表2のとおりとする。
- (2) 県産木材必要量の2分の1以上が森林認証材である場合、表2の交付ポイント数に10万ポイントを加算する。
- (3) 1ポイントは、1円相当とする。

（ポイント発行及び交換申請）

第5条 ポイントの発行申請（以下「発行申請」という。）及びポイントの交換申請（以下「交換申請」という。）は、木造住宅の完了日以降に行うこととし、申請者は次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに補助事業者へ申請しなければならない。

なお、発行申請及び交換申請は、同時に行うことができるものとする。

- (1) 発行申請に当たっては、次の書類を各1部提出する。

ア ポイント発行申請書（様式1）

イ 県産木材証明書の写し（様式2）

なお、前条第2号に定める森林認証材加算を受けようとする場合は、各森林認証制度を所管する団体が発行する認証書、当該木材が森林認証材であることを証明する伝票等の写しを併せて添付する。

ウ 工事契約書、売買契約書等の写し

エ 平面図

オ 法第6条に基づく確認済証の写し

（確認不要の場合は、法第15条に基づく建築工事届の写し）

カ 法第7条に基づく検査済証の写し

（確認不要及び購入の場合は、木造住宅の引渡しを確認できる書類の写し）

キ 工事完成写真（外観）（様式3-1）、構造用部材の写真（施工時）（様式3-2）

ク 施工者の主たる営業所の住所が確認できる書類の写し

ケ その他知事が必要と認める書類

- (2) 交換申請に当たっては、ポイント交換申請書（様式4）を提出する。

- (3) 交換商品等は、知事が別に定める商品等の中から選択する。

- (4) 交換申請は、交付ポイント数の範囲内で1回とする。

なお、申請した商品等に欠品等が生じた場合は、登録されている他の交換商品等を選ぶものとする。

(補助事業者による事務の執行)

第6条 補助事業者は、県の予算の範囲内において、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 交換商品提供事業者及びその交換商品の選定等を行う。
- (2) 発行申請があった場合は、第3条に定める交付要件への適合を確認のうえ、先着順で受け付ける。
- (3) ポイント発行申請書の受け付け後は、申請者にふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業ポイント交付決定通知書(様式5)を通知する。
- (4) 申請されたポイント数が予算に達した場合は、申請期間にかかわらず受け付けを終了する。

なお、予算に達した後に発行申請があった場合は、申請者にふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業不採択通知書(様式6)を通知する。

- (5) 交換申請があった場合は、交換商品提供事業者に商品等を発注し、発注内容を適切に記録する。

なお、商品等の発注は事業実施年度の3月10日までにを行うものとする。

- (6) 補助事業者は、交換商品提供事業者に対し、商品等の配送完了が確認できる書類及び請求書の提出を求め、これら書類を確認した後14日以内に、商品等の代金を交換商品提供事業者を支払う。
- (7) 上記のほか、本事業に係る事務の執行に必要な事項は別に定めるものとする。

(ポイント交付の取消し等)

第7条 発行申請の提出後に交付要件を満たさないことが明らかになった場合は、ポイント交付決定を取り消すことができるものとする。

なお、当該取消し後に交換商品を受領している場合は、当該商品の返還又は交付ポイント相当額を返還させることができるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 補助事業者は、本事業の実施に伴い申請者等から取得した個人情報を、本事業におけるポイントの交付及び交換等に係る業務以外には利用しないこととする。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行し、平成31年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

表1 県産木材の必要量

延べ面積	県産木材の必要量
80 m ² 未満	4 m ³
80 m ² 以上 95 m ² 未満	5 m ³
95 m ² 以上 110 m ² 未満	6 m ³
110 m ² 以上 125 m ² 未満	7 m ³
125 m ² 以上	8 m ³

表2 交付ポイント数

県産木材の使用量	交付ポイント数
4 m ³ 以上 8 m ³ 未満	20万ポイント
8 m ³ 以上 15 m ³ 未満	30万ポイント
15 m ³ 以上 20 m ³ 未満	40万ポイント
20 m ³ 以上	50万ポイント